

最先端・次世代研究開発支援プログラム における研究遂行上の留意点等について

平成23年2月

独立行政法人日本学術振興会

最先端・次世代研究開発支援プログラムの概要

◇背景

政権交代を契機として、平成21年度第1次補正予算における最先端研究開発支援プログラムの全体を見直し、1,000億円を平成21年9月4日に決定した30の研究課題（最先端研究開発支援プログラム）に配分するとともに、500億円を若手研究者のための新たな支援策に充てるとの方針（「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針（第88回総合科学技術会議平成22年2月3日）」）が総合科学技術会議において決定されました。

◇目的

最先端・次世代研究開発支援プログラム（以下、「本プログラム」という。）は、将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者に対する研究支援制度です。新たな科学・技術を創造する基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、「新成長戦略（基本方針）」（2009年12月30日閣議決定）において掲げられたグリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションを推進するための先端的研究開発を支援することとしています。これにより、中長期的な我が国の科学・技術の発展を図るとともに、我が国の持続的な成長と政策的・社会的課題の解決に貢献することを目的としています。

◇対象となる研究者

我が国の科学・技術の発展を強力に推進するため、将来の活躍が期待される若手研究者、女性研究者又は地域の研究機関等で活動する研究者の潜在的な人材力の発揮が不可欠であることから、

- ・ 45歳以下の研究者（平成22年4月1日時点）
※一部法律等で定められた臨床研修修了者等を除く。又女性研究者を除く。
- ・ 自己の責任で主体的に研究を進めることが可能な研究者
- ・ 我が国の研究機関に所属する研究者（外国籍を含む）

を対象としています。

◇対象となる研究課題

グリーン・イノベーション又はライフ・イノベーションの推進に幅広く寄与する研究課題として、例えば、

- ・ 新たな科学的・技術的知見の「発掘」
- ・ 多様な分野の科学的・技術的知見の「統合」によるブレークスルー技術の創出
- ・ 革新的技術の戦略的な推進
- ・ 研究開発成果の実利用・普及のための社会システムの転換 等

を対象としています。

科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

環境・資源・エネルギー・食料分野にこだわることなく、地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目指した挑戦的な研究開発を幅広く推進

科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進

◇日本学術振興会の役割

日本学術振興会は、総合科学技術会議が決定した「最先端・次世代研究開発支援プログラム運用基本方針」に基づき、文部科学大臣が決定した「最先端・次世代研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用基本方針」を踏まえ、

- ・ 研究者・研究課題の公募
- ・ 審査（グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションを区分し、それぞれにおいて順位付けされた審査結果のとりまとめ）
- ・ 必要経費の助成（交付決定）
- ・ 助成金の執行管理及び研究開発の進捗管理

を実施する役割を担っています。

◇研究課題の応募・採択の状況

①研究者の所属機関別

区 分	総 数	大学等	民間企業	独法・国研	その他
応募数	5,618(100%)	4,818(86%)	52(1%)	637(11%)	111(2%)
採択数	329(100%)	289(88%)	4(1%)	34(10%)	2(1%)

大 学 等：国公立大学、大学共同利用機関、短期大学及び高等専門学校
独法・国研：独立行政法人、国立試験研究機関
そ の 他：地方独立行政法人、公立試験研究機関、財団法人

②研究者の男女別

区 分	男 性	女 性
応募数	4,060(72%)	1,558(28%)
採択数	247(75%)	82(25%)

③研究課題のカテゴリー別

区 分	グリーン・イノベーション	ライフ・イノベーション
応募数	2,398(43%)	3,220(57%)
採択数	141(43%)	188(57%)

◇選定プロセス

○次世代プログラム運営会議による詳細事項の決定（平成22年3月15日）

- ・本会議における運用基本方針決定後、審査の観点、公表事項、経費の執行規則等を決定。

○日本学術振興会による公募・審査（平成22年4月5日～10月21日）

- ・4月5日から5月20日まで公募を実施。応募件数は5,618件。女性研究者の割合は28%。
- ・外部専門家281名による分野横断的な審査体制を構築し、書面審査及びヒアリング審査を実施。
- ・次世代プログラム運営会議に対し、10月21日に審査結果を報告。

○次世代プログラム運営会議による研究者・研究課題決定案の作成（平成22年10月28日～平成23年2月3日）

- ・審査結果が上位の提案を中心として、女性研究者及び地域の研究者を優先しつつ選定。
- ・研究者・研究課題決定案として取りまとめ、総合科学技術会議に提出。
- ・件数は329件。全ての都道府県からの提案が含まれるように選定。女性研究者の割合は25%。

○総合科学技術会議による研究者・研究課題の決定（平成23年2月10日）

◇今後の当面のスケジュール

○研究者・研究課題決定以降、助成金の送金までのスケジュールは以下のとおり。

- ・平成23年2月10日 研究者・研究課題の決定（交付内定）
- ・平成23年2月28日 交付申請書等提出期限
- ・平成23年3月中旬 交付決定
- ・平成23年3月下旬 助成金の送金

なお、**交付内定通知受領後は、直ちに研究を開始することが可能**です。

◇基金の特色 1

○初年度に研究期間全体の助成金を交付決定

本プログラムの採択に基づき交付される資金（以下、「助成金」という。）は、単年度の予算制度ではないことから、当該研究者の所属する研究機関からの申請に基づき、直接経費及び間接経費を含めた研究期間全体の助成金の交付決定を行います。

各年度の必要経費については、年度毎の交付請求に基づき、助成金を交付します（ただし平成22年度分及び23年度分は合わせて交付します）。

○複数年度に渡る柔軟な使用

本プログラムにおける助成金は、日本学術振興会に造成された基金から支出されるものであることから、財政法上の会計年度独立の原則によらず、**年度をまたいだ会計処理ができるなど、複数年度にわたり柔軟に使用することが可能です。**

また、**総額の範囲内で柔軟な支出設定が可能**であり、例えば、

- ・ 年度毎の金額の上限を設定しておらず、研究計画の内容に応じた交付請求ができること
- ・ 研究計画の前倒しによる年度途中の交付請求ができること
- ・ 研究計画の変更による経費の費目間流用において、直接経費の年度予算総額の50%未満の場合は手続きが不要であること

としています。

◇基金の特色 2

○簡素な繰越手続き

各年度の研究計画において当初計画どおりに予算の執行ができなくなった場合であっても、承認申請等の手続きを要せずに翌年度へ繰り越すことが可能です（研究期間の最終年度を除く）。ただし、未使用額が10万円以上の場合は、実施状況報告書においてその理由を記載してください。

○評価、公表に関する取組み

本プログラムは、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議において、**研究開発開始後2年度経過時を目途に中間評価を実施するとともに、研究開発終了後に事後評価を実施し、評価結果を総合科学技術会議に報告することとされています。**

また、年間平均3千万円以上（研究期間が4年度間の場合、総額1億2千万円以上）の助成金の配分を受ける研究者は、各年度1回以上「国民との科学・技術対話」を行うこととしています（平成22年度を除く。年間3千万円未満の補助事業については、評価において当該実績を考慮）。

◇研究遂行上の留意点 1

○自己の責任において主体的に研究を進めることが可能な体制の確立（交付条件1-5）

本プログラムは、自己の責任において主体的に研究を進めることが可能な研究者を対象としていることから、例えば、

- ・ 固有の研究スペースを有していること
- ・ 学生や他の研究員等の指導を行う立場にあること
- ・ 自己の研究に係る論文については、責任著者の立場にあること 等

が確立されていることを研究機関が確認した上で、交付申請をしていただくこととなります（様式1-1参照）。管理を行う研究機関においては、研究者の主体性ある研究体制の確立に配慮してください。

また、研究者の方は、今後実施が予定されている中間・事後評価において、主体性ある研究体制について明確にさせていただくこともありますので留意してください。

○補助事業者交代の禁止（交付条件1-6）

本プログラムの趣旨・目的に照らし、グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションを推進する研究課題であるかのみならず、将来、世界をリードすることが期待される潜在的可能性を持った研究者であるかを審査した上で採択されたことから、補助事業者である研究者が交代して研究活動を継続することはできません。いかなる場合であっても、補助事業者である研究者本人が本プログラムによる研究遂行が不可能になった場合には、研究を廃止していただきます。

◇研究遂行上の留意点 2

○助成金の機関管理（交付条件1-7）

本プログラムによる助成金の管理や諸手続は、研究者の負担を軽減するとともに、意図せぬルール違反を防止するためすべて研究機関が行うこと（機関管理）としています。

助成金の使用に際しては、「先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）取扱要領（平成22年規程第13号）、「先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）における交付条件」、先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）の使用について各研究機関が行うべき事務等」や、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき研究機関が定める規則等に従うとともに、適正な管理を行ってください。

- ・ 物品を購入する際には、交付条件や研究機関の規則等に従って、必ず事務職員等の第三者による納品検査（検収）を行ってください。
- ・ 助成金の管理や諸手続は研究機関が行うものですが、本プログラムを実施する研究者は法律で定める「補助事業者」になりますので、助成金の使用状況を十分把握した上で研究を実施してください。

◇研究遂行上の留意点 3

○重複受給の制限（交付条件1-9）

研究費の重複排除を徹底するため、本プログラムの採択者は、本プログラムによる研究開発か、若しくは国又は独立行政法人からの他の研究費による研究開発のいずれかを選択してください。

本プログラムを選択した研究者が、現在、国又は独立行政法人からの他の研究費を受け、研究開発に従事している場合は、平成22年度中に終了してください。その旨を明らかにするため、振興会が別に定める期日までに「国又は独立行政法人からの研究費受給停止等届出書」を提出していただくこととなります。また、平成23年度以降に開始予定あるいは現在審査中の他の研究費を辞退する場合は、当該研究費の担当事務局まで速やかに連絡してください。

なお、平成23年度以降受給することが予定されている国又は独立行政法人からの他の研究費が、重複受給制限の対象となるか不明な場合には、電子メールにて内閣府最先端研究開発支援プログラム担当室まで確認してください（重複受給制限についての詳細は、近日中に内閣府ホームページに掲載される予定）。

◇研究遂行上の留意点 4

○助成金の直接経費と間接経費の区分管理（交付条件2-2）

交付された助成金には、研究に直接必要な経費（直接経費）と、助成金の交付を受ける研究者が所属する研究機関が研究環境を整備するための経費（間接経費）が含まれています。

間接経費は、直接経費の30%を上限として措置されるものですので、用途を明確に区分して管理してください。（交付申請書の提出にあたっては、明確に区分した上で提出してください。）

※交付内定額が総額135,200,000円（直接経費104,000,000円、間接経費31,200,000円（30%））の場合

平成22年度（1年次目）	： 総額 14,820,000円（直接経費 11,400,000円、間接経費 3,420,000円）
平成23年度（2年次目）	： 総額 48,750,000円（直接経費 37,500,000円、間接経費 11,250,000円）
平成24年度（3年次目）	： 総額 36,660,000円（直接経費 28,200,000円、間接経費 8,460,000円）
平成25年度（4年次目）	： 総額 34,970,000円（直接経費 26,900,000円、間接経費 8,070,000円）

*年度毎に必要な研究費（直接経費）の額に基づき、間接経費も年度毎に措置されますので、間接経費のみ1年度に全てを申請することはできません。

◇研究遂行上の留意点5

○直接経費の使途（交付条件2-3）

直接経費は、研究に直接必要な経費として、広く柔軟に使用できることとし、「物品費」、「旅費」、「謝金・人件費等」、「その他」に区分されます。

＜直接経費の使途＞

①物品費

- ・ 備品、消耗品等を購入するための経費
- ・ 主としてプログラムの研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費

②旅費

- ・ 研究者及び本プログラムの研究遂行に必要な協力者（研究支援者・研究補助者等）の海外・国内出張（資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

③謝金・人件費等

- ・ 研究開発への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集、研究成果発表等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費

※雇用契約を行う場合は、助成金を交付された研究者が直接雇用するのではなく、所属する研究機関が契約の当事者として勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約を締結してください。

（次頁に続く）

④その他

- ・前記のほか当該研究課題を実施するための経費（以下は、具体例）
印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、専用施設の借料（研究機関の施設において研究を行うことができない場合に限る）、会議費（会場借料、食事費用（アルコール飲料類には使用できません）等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器、器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般国民を対象とした科学・技術対話などの双方向コミュニケーション活動に必要な費用）

なお、以下のものへの使用はできません。

- ・建物等の施設に関する経費（直接経費で購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ・研究機関が通常備えるべき備品を購入するための経費
- ・研究遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・研究者本人の人件費
- ・その他、間接経費を使用することが適切な経費

◇研究遂行上の留意点 6

○間接経費の使途（機関ルール5-11）

間接経費は、研究者に交付される直接経費に対して、研究機関が当該研究の遂行に関連して間接的に措置する経費であり、その使途は「管理部門に係る経費」、「研究部門に係る経費」、「その他の関連する事業部門に係る経費」に区分されます。

なお、**間接経費についても最終年度を除く研究期間中、翌年度への繰越ができるなど、複数年度にわたり柔軟に使用することが可能です。**

<間接経費の使途>

①管理部門に係る経費

- ・ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- ・ 管理事務の必要経費

（備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費） など

②研究部門に係る経費

- ・ 共通的に使用される物品等に係る経費
（備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費）
- ・ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
（研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費）

- ・ 特許関連経費
 - ・ 研究棟の整備、維持及び運営経費
 - ・ 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - ・ 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - ・ 設備の整備、維持及び運営経費
 - ・ ネットワークの整備、維持及び運営経費
 - ・ 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
 - ・ 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - ・ 図書館の整備、維持及び運営経費
 - ・ ほ場の整備、維持及び運営経費 など
- ③その他の関連する事業部門に係る経費
- ・ 研究成果展開事業に係る経費
 - ・ 広報事業に係る経費 など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断すれば、研究機関において幅広い用途に使用することができます。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

◇研究遂行上の留意点 7

○助成金の再配分の禁止（交付条件2-5）

本プログラムによる研究を遂行する上で、研究グループを組織して実施する場合であっても、助成金の一部を補助事業者以外の研究者に再配分することはできません。

このため、補助事業者以外の研究者が研究遂行上必要となる経費については、例えば、旅費の場合は、補助事業者である研究者が所属する研究機関が、機関の規程に基づき、必要な手続きを踏まえた上で支出するなど適切に管理してください。

○研究目的（達成目標）の明確化

本プログラムの交付申請書の提出にあたって、研究目的を明確にする必要があります。研究計画書の記載にあたっては、漠然としたものではなく、何をどこまでに実施し、何を本プログラムで達成するのか（目標達成までの道筋）を明確に記載してください。

◇研究遂行上の留意点 8

○不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応 その1 (交付条件2-13)

ルールに従って正しく使用されない場合、助成金の不交付や返還、他の競争的資金制度への応募制限のペナルティが科せられることがあります。

もし、研究期間内において本プログラムにおける不正使用、不正受給又は不正行為が行われた事実が確認された場合には、不正の内容に応じ、助成金の全部若しくは一部を返還していただくこととなります。研究者本人は、公的研究費を使用している者として、研究者倫理の自覚の下に研究活動を行ってください。

また、各研究機関は、助成金の不正な使用を防止するため、監査体制を整備するとともに、研究者及び事務職員を対象とした研修会や説明会を定期的に実施するなど、適正な使用の確保に努めてください。

○不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応 その2

なお、本プログラムにおいて不正使用、不正受給又は不正行為が行われたと認められた場合には、本プログラムのみならず他の競争的資金においても下記のような措置がとられますので留意してください。

【不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応（科学研究費補助金の例）】

○偽りその他不正な手段による助成金の受給をした場合

助成金の返還：受給した助成金を全額返還することになります。

応募資格の停止：受給した本人（5年）

○受給した助成金を不正に使用した場合

助成金の返還：該当する経費について返還することになります。

応募資格の停止：不正使用した本人（2～5年）

○不正行為（論文データのねつ造等）があった場合

助成金の返還：一部又は全部の助成金を返還することになります。

応募資格の停止：不正行為に関与したと認定された本人（1～10年）

◇研究遂行上の留意点 9

○研究計画の変更等（交付条件3-1）

「研究課題名」及び研究の達成目標である「研究目的」は変更することができません。

なお、それ以外の各種変更手続きにつきましては、以下のとおり適切に処理をしてください。

①研究機関の異動（交付条件3-4, 3-5）

所属する研究機関を変更することが予定されている研究者は、新たに所属することとなる研究機関が、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しているかを事前に確認した上で、異動前にあらかじめ「補助事業者所属研究機関変更予定届」を所属機関を通じて振興会に提出してください。異動後は速やかに「補助事業者所属研究機関変更届」を新たに所属することとなった研究機関を通じて振興会に提出してください。また、異動に伴い研究者情報をあらためて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録する必要がありますので、新たに所属することとなった研究機関の事務局を通じて手続きを行ってください。

なお、新たに所属することとなる研究機関が上記ガイドラインに基づく公的研究費の管理・監査体制を整備していない場合には、研究機関としての要件を満たしていないと判断されることから研究の継続は認められませんので、留意してください。

②研究期間の変更（交付条件3-7）

研究の進捗状況により、研究期間を変更する場合には、「補助事業期間変更承認申請書」及び「執行計画書」を振興会に提出し、承認を得る必要があります。なお、研究期間が平成24年度までの研究を延長する場合であっても、その期間は最長で平成25年度までとなることに留意してください。

③助成金の追加交付（交付条件3-8）

研究の進捗状況により前倒しで必要になった経費を年度途中で交付請求する場合には、その理由を記載した「交付請求書」及び「執行計画書」を振興会に提出してください。

変更前

平成●年度執行予定額	
直接経費	22,000,000円
間接経費	6,600,000円
合計	28,600,000円

平成●年度分の助成金として、既に28,600,000円を受領済み。

変更後

平成●年度執行予定額	
直接経費	25,000,000円
間接経費	7,500,000円
合計	32,500,000円

前倒しで必要になった助成金3,900,000円（直接経費3,000,000円、間接経費900,000円）を年度途中で追加で請求可能。

④直接経費の費目間の流用（交付条件3-9）

各年度における直接経費の総額の50%を超えて費目間の流用をしようとする場合には、「費目間流用変更承認申請書」を振興会に提出し、承認を得る必要があります。なお**50%未満の場合には、手続きの必要はありません。**

変更前

平成●年度執行予定額	
物品費	12,000,000円
旅費	1,000,000円
謝金・人件費等	5,000,000円
その他	2,000,000円
直接経費 計	20,000,000円

直接経費の総額の50%：10,000,000円

変更後

平成●年度執行予定額	
物品費	1,000,000円
旅費	1,000,000円
謝金・人件費等	5,000,000円
その他	13,000,000円
直接経費 計	20,000,000円

手続きの
必要あり

平成●年度執行予定額	
物品費	9,000,000円
旅費	1,000,000円
謝金・人件費等	5,000,000円
その他	5,000,000円
直接経費 計	20,000,000円

手続きの
必要なし

⑤研究の中止又は廃止（交付条件3-2）

研究者の事情や応募資格の喪失等により研究を中止又は廃止する場合には、「補助事業中止（廃止）承認申請書」を振興会に提出し、承認を得るとともに、承認後直ちに、未使用の助成金を返還しなければなりません。

研究の中止後、研究を再開する場合にあたっては、「研究再開承認申請書」、「研究計画書」及び「執行計画書」を振興会に提出し、承認を得るとともに、承認後「交付請求書」を提出してください。

⑥育児休業等による中断（交付条件3-3）

産前産後の休暇又は育児休業により研究を中断し、再開が翌年度になる場合には、「研究中断承認申請書」を振興会に提出し、承認を得るとともに、承認後速やかに未使用の助成金を振興会に返還しなければなりません。また、承認後2ヶ月以内に「実施状況報告書」を振興会に提出しなければなりません。

育児休業終了後、研究を再開する場合にあたっては、「研究再開承認申請書」、「研究計画書」及び「執行計画書」を振興会に提出し、承認を得るとともに、承認後「交付請求書」を提出してください。ただし、再開する場合においてもその期間は最長で平成25年度までとなることに留意してください。

なお、研究の中断から再開までの間に年度をまたぐことがない場合は、上記の手続きを行う必要はありません。

◇研究遂行上の留意点 10

○交付決定の取消（交付条件10）

本プログラムによる研究を遂行する上で、以下の内容に該当する場合、交付決定の取消し等の措置がなされ、交付した助成金の全部又は一部を返還しなければなりませんので、取扱要領及び交付条件に記載の法令等を遵守してください。

※「先端研究助成基金助成金（最先端・次世代研究開発支援プログラム）取扱要領」（抜粋）
（第15条第1項）

- （1）補助事業者が、法令、本取扱要領、交付条件、助成金の交付の決定の内容又は法令若しくは本取扱要領若しくは交付条件等に基づく振興会の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
- （3）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

◇研究遂行上の留意点 1 1

○設備備品等の機関への寄付（交付条件5-1）

研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書については、所属する研究機関に寄付しなければなりません。ただし、直ちに寄付することにより研究上支障が生じる場合には、「寄付延期承認申請書」を提出し、承認を得た上で寄付を延期することができます。

また、研究機関においてもこれを受け入れ、適切に管理しなければなりません。研究者が所属する研究機関を変更する場合は、研究機関は、研究者の求めに応じ、当該設備等を返還してください。研究者は返還された設備等について、新たに所属する研究機関にあらためて寄付してください。

◇研究遂行上の留意点 1 2

○知的財産権の帰属（交付条件11）

本プログラムで得られた成果に係る特許権等の知的財産権は、原則として知的財産を適正に管理・活用できるよう研究者の所属する研究機関に帰属するものとします。

ただし、研究機関において規程等を定めている場合には、当該規程等によることができます。

○研究の実施により生じた収益の取扱い（交付条件3-13）

本プログラムによる研究完了後5年を経過する時点まで、研究の完了により収益を生じた場合には、その旨を記載した書面を振興会に提出するとともに、当該内容を確認した上で収益に相当する助成金の全部または一部を納付していただくことがあります。

◇研究遂行上の留意点 1 3

○研究成果の公表（交付条件12-1）

本プログラムを実施する研究者は、研究期間中及び研究終了後において、論文発表、学会発表を積極的に実施していただき、成果をわかりやすくまとめて公表しなければなりません。

研究者ご自身のホームページなども利用しつつ、研究概要等も含め一般の方にもわかりやすい研究成果の公表に努めてください。

◇研究遂行上の留意点 1 4

○国民との科学・技術対話の実施（交付条件12-2）

「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定）に基づき、本プログラムに採択された研究者のうち、平均の年間配分額が3千万円以上（研究期間が4年度間の場合、総額1億2千万円以上）である場合、各年度1回以上、「科学・技術対話」を行うこととされています。（ただし、平成22年度を除く。）

なお、当該方針の趣旨に合致する活動であれば、実施方法は問わないこととされていますが、今後、次世代プログラム運営会議が行う中間評価及び事後評価の評価事項に当該活動の実施の有無が含まれます。

その際、平均の年間配分額が3千万未満の研究課題についても科学・技術対話を行った場合は評価においてその実績を考慮することとしています。

また、研究者の所属する研究機関においては、研究者が科学・技術対話を適切に実施するための環境整備を行うこととされており、その取組内容についても評価において併せて確認することとしています。

（次頁にはその例示）

国民との科学・技術対話の例【「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針) 平成22年6月19日科学技術政策担当大臣 総合科学技術有識者 議員】より抜粋

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積極的に取り組むこと。

①小・中・高等学校の理科事業での特別事業

児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

博物館、科学館、市町村、非営利団体（NPO）が開催する地域の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演

大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。

④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤インターネット上での研究成果の継続的な発信

掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性のあるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、研究成果の発信を行う。

◇研究遂行上の留意点 15

○生命倫理・安全対策の遵守（交付条件13-2）

本プログラムによる研究を行う上で、研究計画に社会的コンセンサスが必要とされている研究や、個人情報への取扱いに配慮が必要な研究、又は生命倫理・安全対策が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を実施する場合には、関連する法令等に基づき適正に実施しなければなりません。

研究機関は、所属する研究者が関連する法令等に従って研究を進めているかどうかを確認するとともに、承認・確認・届出等の事務を行う必要がありますので研究者の方は、研究計画に含まれる研究内容を踏まえ、研究機関と密に連絡を取ってください。

<法令等により必要な手続きが定められている研究内容及び関係法令等（例）>

研究計画に含まれる研究内容	関係法令及び指針等
特定胚の取扱いを含む研究	・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律・同施行規則 ・ 特定胚の取扱いに関する指針
遺伝子組換え実験を含む研究	・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律
遺伝子治療臨床研究	・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針
ヒトゲノム・遺伝子解析研究	・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究	・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針 ・ ヒトES細胞の使用に関する指針

*上記はあくまで例示であり、他にも法令や指針等が定められている場合がありますので十分に留意してください。

◇研究の実施状況、実績及び研究成果の報告

○実施状況報告書の提出（交付条件6）

各年度終了後2ヶ月以内に、当該年度に係る「実施状況報告書」を提出してください。

○実績報告書の提出（交付条件7）

最終年度終了後又は研究を廃止した後2ヶ月以内に、「実績報告書」を提出してください。

○研究成果報告書の提出（交付条件8）

最終年度終了後又は研究を廃止した後3ヶ月以内に、「研究成果報告書」を提出してください。

なお、提出いただいた実施状況報告書、実績報告書及び研究成果報告書は振興会のホームページにて公表することとしています。

※様式については後日振興会ホームページに掲載します。

◇関係書類の整理等

○関係書類の整理・保管（交付条件13-3）

本プログラムによる研究を遂行する上では、助成金の収支に関する帳簿を備えるとともに、支出した経費に関する領収証書等関係書類を整理し、事業が完了した翌年度から5年間保管しなければなりません。

また、振興会では、必要に応じて行う現地調査等により、助成金の執行状況を監査し、助成金の交付の決定の内容や交付条件に適合することを確認することとしています。その際、関係書類を確認することとなりますので適切に整理・保管してください。

◇中間評価及び事後評価（交付条件9）

○中間評価（2年度経過時）

中間評価は、研究開始後2年度経過時を目途に、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議が実施し、その評価結果は総合科学技術会議に報告されることとなります。

（具体的な評価事項、評価方法等については、決定次第別途通知）

○事後評価（最終年度終了後）

事後評価は、最終年度終了後に、総合科学技術会議次世代プログラム運営会議が実施し、その評価結果は総合科学技術会議に報告されることとなります。

（具体的な評価事項、評価方法等については、決定次第別途通知）

◇問い合わせ先

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」事務局
独立行政法人日本学術振興会研究事業部基金第二課

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地 一番町FSビル3階

電話：03-3263-0153,1738 F A X：03-3237-8307

電子メール：jisedai-jsps@jsps.go.jp

w e b：http://www.jsps.go.jp/